

平成29年10月11日

保護者各位

修明高等学校長

弾道ミサイル発射時の対応及び臨時休業措置等について（第2報）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育活動に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本校では8月29日に、日本上空を通過するミサイルが発射されたことを受け、対応について文書でお知らせしておりましたが、先日、福島県教育委員会から対応と臨時休業措置等についての通知が各県立学校にありました。

つきましては、今後、弾道ミサイル発射時には、本校といたしましては下記のような対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

記

1 登校前に警報等が発令された場合

- ①身の安全を確保することを第一とする。Jアラート(政府の全国瞬時警報システム)、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオのニュース等により十分に情報を収集し、避難指示が出ている場合は解除されるまで家を出ない。
- ②解除後、交通機関に乱れが生じている場合においては、その改善状況を見て登校する。

2 在校時に警報等が発令された場合

- ①屋外での活動(体育・実習・部活動)は即時中止し、校内への避難を指示する。
- ②窓際など危険が伴う箇所には近づかないよう指示する。
- ③下校時間帯の場合は、校内にとどまり下校しないよう指示する。
- ④解除等、その後の状況を見て授業、下校等の対応をする。

3 登下校途中に警報等が発令された場合……生徒への指示事項

- ①近くの頑丈な建物などに避難し、不用意な行動をとらない。
- ②不審な落下物などを発見した際には、近づいたり触れたりせず、警察や消防署などに速やかに届け出る。
- ③送迎の車両内にいる場合は、情報を収集し、ガソリンへの引火等による被害を避けるため、車を止めて屋内に避難する。しかし、車内にいた方が安全と思われる際は車を止めて待機する。

4 臨時休業等の取扱いについて

- ①生徒が登校する前に、発射された弾道ミサイルの破壊措置命令が下された場合又は日本の領域(領土及び領海)内に弾道ミサイルが着弾した場合には、不測の事態を想定し臨時休業とします。その解除については、政府発表の情報を基に県教育委員会が行います。
- ②破壊措置命令が下されず、日本の領域に着弾しなかった場合でも、公共交通機関に大幅な遅延が想定される場合や、本県に弾道ミサイルにかかる落下物があった場合等においては、学校長の判断で臨時休業とすることがあります。
- ③臨時休業や始業時間を遅らすなどの場合は、一斉送信メール等でお知らせします。

5 その他

- ①発射されるミサイルの種類により、その被害の様相は変わることから、テレビ、ラジオ、インターネットなどから情報収集し、身の安全を確保してください。
- ②各家庭においても、それぞれの場合の対応を確認ください。